

嘱託職員・ 日々雇用職員 募集のお知らせ

平成28年度（4月1日以降）採用の嘱託職員と日々雇用職員の募集職種や応募方法などは広報『さくら』2月号に詳しく掲載予定です。



問 総務課（西館2階）
【担当】 山口・空閑 ☎37・6112

平成27年度 小城市民病院 職員採用試験

問 市民病院【担当】 西田・手塚 ☎73・2161

募集職種

〈診療放射線技師〉 1人

採用日

平成28年4月1日

受験資格

昭和51年4月2日以降に生まれ、平成28年4月1日現在で診療放射線技師免許を持つ人。



試験日

平成28年2月9日(火)

会場

小城市民病院 研修室

申込方法

申込書および試験案内は、市民病院で配布します。

申込書を市民病院庶務係に提出、または郵送してください。

申込期限

平成28年1月15日(金)

詳細は試験案内または市民病院ホームページをご覧ください。

小城市ホームページから
臨時福祉給付金 検索

臨時福祉給付金の申請はお早めに！

問 社会福祉課（西館1階）【担当】 中島・南里 ☎37・6107

消費税増税による低所得者への負担を緩和するため、給付金を支給しています。

広報『さくら』10月号でお知らせしました「臨時福祉給付金」の申請はお済みですか？

支給対象者へ10月初めに個別に通知を送付していますので、まだ申請がお済みでない人は手続きをお願いします。

申請期限

平成28年2月1日(月)

※申請期限が過ぎた場合、受給できませんのでご注意ください。



申告しましょう

住民税が未申告の人は、対象になるか判断ができません。まずは申告をお願いします。申告後、担当課まで申し出たとき、対象となる場合は申請書を送付します。給付金の申請期間内に申請できるように、早めの申告をお願いします。

給付金をかたる詐欺に注意！

自宅や職場などに市役所や厚生労働省の職員をかたった不審な電話や郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署（または警察相談専用電話#911）にご連絡ください。



年末年始のごみ・し尿収集などのお知らせ

			12月							1月						
			26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	
			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	
燃えるごみの収集	市内全域	月・木曜日区域			○				休み	休み	休み	○			○	
		火・金曜日区域				○							○			
		水曜日区域					○								○	
資源物の収集	市内全域						休み						○	紙類・硬プラ		
ごみの直接持込	市内全域	廃棄物 中継センター ☎66・1630	△ 8:30~ 12:00	休み	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	○ (草木類 不可) 8:30~ 16:00	休み	休み			○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	○ 8:30~ 16:00	
資源物の直接持込	市内全域	北部資源物回収所 (小城消防署北分署 南側敷地内)	休み	△ 9:00~ 12:00	○ 9:00~ 16:00	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	休み	○ 9:00~ 16:00	
		南部資源物回収所 (旧市役所牛津庁舎跡地北)														
し尿汲取り	市内全域		休み	休み	○	○	△	休み	休み	休み	休み	○	○	○		
	申し込み		し尿汲取りは、お住まいの地区の下記の許可業者に直接申し込みください。 【小城町、三日月町の一部】(有)小城新生興業社 (☎72・3091) 【三日月町の一部】 ヤマトカンキョウ(株) (☎62・0059) 【牛津町、芦刈町】(有)天山環境開発工業 (☎66・1356)													
火葬場	市内全域	天山地区共同斎場組合 ☎76・2657	○	○	○	○	○	○	休み	○	○	○	○	○		

○…収集有り、可 △…午前中のみ可 休み…収集無し、不可

- ◎燃えるごみ収集・・・年始は、1月4日(月)から収集します。
ごみ出しは当日の朝8時30分までにゴミステーションへ出してください。
※前日や収集後のごみ出しは、周辺に迷惑をかけます。
- ◎燃えないごみ収集・・・コンテナが満杯の時には、各家庭で保管をお願いします。
- ◎粗大ごみ収集・・・年末は12月24日(木)まで回収します。
年始は1月7日(木)から回収します。

◎資源物収集

12月30日(水)の収集はありません。

- 1月6日(水) 紙類・硬質プラスチック
- 1月13日(水) 容器包装プラスチック
- 1月20日(水) トレイ・飲料缶
- 1月27日(水) ペットボトル

水曜日の資源物回収に出せない場合には、**廃棄物中継センター**、**北部資源物回収所**(小城消防署北分署南側敷地内)、**南部資源物回収所**(旧市役所牛津庁舎跡地北)をご利用ください。

廃棄物中継センターへ持ち込まれる人へのお願い

- 【注意①】 ごみカレンダーでごみの処分方法を確認し、分別後の持ち込みをお願いします。
(混在や分別できていない場合には、持ち帰りをお願いします)
- 【注意②】 12月30日(水)は、ごみの量が多くなるため、「剪定くず、草、木くず」は持ち込みできません。
※1月4日(月)から持ち込みできます。
- 【注意③】 年末年始は、持ち込み車両で大変混雑しますので、係員の指示に従ってください。なお、ごみの持ち込みは年末年始を避けて早めをお願いします。

事業所から持ち込まれる人へのお願い

- 【注意①】 事業所からの燃えるごみ・燃えないごみ・資源物は、すべて有料となります。
- 【注意②】 事業所からの粗大ごみは持ち込みできません。
※有料で受け入れている粗大ごみ(家具・椅子など)は、一般家庭で使用されたものに限りません。
- 【注意③】 産業廃棄物および処理困難物は持ち込みできません。



問 廃棄物中継センター 【担当】 古賀・池田 ☎66・1630

小城市ホームページから 年末年始 ごみ 検索

平成28年度版 ごみ分別カレンダーに 広告を掲載しませんか

広告の規格など

- 規格 縦4.5cm×横8.5cm
- 掲載枠 3枠
- 掲載料 5万円/枠
- 掲載位置
2ページ目ごみ収集日カレンダーの下段部分
- 作成部数 16,500部(市内全戸へ配布します)
- 要件 市民生活に関連したもので、公序良俗に反しないものなど

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31



決定方法

掲載広告の決定は受付順とします。ただし、市内の事業所などを優先します。

その他

- 広告掲載の可否は、「小城市ごみ分別カレンダー広告掲載決定(不決定)通知書」でお知らせします。
- 掲載料は前払いとなりますので、指定する期日までに支払ってください。

問 環境課(西館1階) 【担当】 石井・森 ☎37・6102

小城市ホームページから ごみ分別カレンダー 検索

確定申告の受け付けが始まります

小城市ホームページから

問 税務課 (西館1階) 【担当】 三ツ家・相川 ☎37・6103

内容	期間	場所	受付時間
還付申告	2月8日(月)～12日(金) ※2月11日(木・祝)を除く	市役所 西館(2階 大会議室)	9時～ 16時
市県民税 申告・ 確定申告	2月16日(火) ～3月15日(火)	下記のとおり	

確定申告の受け付けを行います。
 申告期間中は、市役所以外の会場(小城、牛津、芦刈)でも期間を設定し受け付けます。
 なお、平成28年1月20日(水)の区長文書配達時に『平成28年度市県民税申告及び所得税の確定申告が始まります』という冊子を全世帯に配布しますので、受付場所や対象地域を必ず事前に確認し、ご来場ください。

期間	受付場所	対象地域
2月16日(火)～19日(金)	市役所西館(2階大会議室)	市内全域
2月22日(月)～26日(金)	市役所西館(2階大会議室)	三日月町全域
	牛津公民館(1階ホール)※新館	牛津町全域
2月29日(月)～3月4日(金)	市役所西館(2階大会議室)	牛津町・芦刈町全域
	まちなか市民交流プラザ(2階多目的ホール)	小城町全域
3月7日(月)～11日(金)	市役所西館(2階大会議室)	小城町・三日月町全域
	ひまわり(集団指導室)	芦刈町全域
3月14日(月)～15日(火)	市役所西館(2階大会議室)	市内全域

休日受付(対象市内全域)

平成28年2月28日(日)

3月13日(日)

9時～16時

市役所西館2階大会議室

ご確認ください

注意点と特に質問が多い点を例示します。

【給与所得者】

Q1 給与を1か所から支給されていますが、確定申告をする必要がありますか？

A1 年末調整が済まれている場合は申告する必要はありません。ただし、年末調整後、控除(扶養や医療費など)を追加し所得税の還付申告をされる人は申告が必要となります。

【公的年金所得者】

Q2 400万円以下の公的年金収入のみですが、確定申告は必要ですか？

A2 公的年金収入のみであれば申告する必要はありません。ただし、控除(扶養や医療費など)を追加される人や所得税の還付申告をされる人は申告が必要となります。

【営業・農業所得者等】

Q3 事業用資産を修繕したのですが、全額修繕費として計上していいですか？

A3 現状回復(前の状態に戻す)の場合は修繕費として、資産の価値を高めるものであれば、減価償却費に計上してください。

【扶養控除・専従者給与の重複】

Q4 専従者給与と受給者を扶養控除対象とすることができませんか？

A4 専従者給与を受給している人を扶養控除対象とすることはできません。(その逆も同じです。扶養控除対象者を専従者給与と受給者とすることはできません)

【ご注意ください！】

- ① 扶養は、重複していませんか？(扶養する人、される人の確認をお願いします)
- ② 医療費の明細書は、記載されていますか？
- ③ 営業・農業所得者などの場合、収支内訳書は記載されていますか？

農業所得計算簡易記帳説明会

小城市ホームページから
農業所得説明会 検索

問 税務課 (西館1階) 【担当】徳廣・南里 ☎37・6103



内容

- ・主な税制改正について
- ・簡易記帳簿の概略説明に
ついて

講師
佐賀税務署
個人課税部門

場所
ドウイング三日月

日時
平成28年1月27日(水)
10時～11時30分

制度説明など確定申告を行
うにあたって必要な内容
ですので、ぜひご出席くだ
さい。

税に関する作品の受賞者が決定しました

問 税務課 (西館1階) 【担当】南里・池田 ☎37・6103

小城市租税教育推進協議会は、市内の小・中学生の皆さんから「税に関する作品(書写、絵画)」を募集しました。たくさんの応募作品の中から、厳正に審査した結果、選ばれた優秀作品をご紹介します。



◆小城市租税教育推進協議会 会長賞
なかみち 中道 こゆき (牛津小6年)



◆佐賀県税事務所 会長賞
もろおか きりこ 諸岡 樹理子 (牛津小6年)

(小城市租税教育推進協議会主催)
小学生の税に関する絵画



◆佐賀税務署 長賞
とくしま ゆい 徳島 由依 (晴田小6年)

◆小城市租税教育推進協議会 会長賞
くろき 黒木 功 (牛津高1年)

(国税庁主催)
高校生の税に関する作文

◆佐賀税務署管内納税貯蓄組合連合会 会長賞
そのだ 園田 将士 (小城中3年)

◆小城市市長賞
たけた 竹田 華音 (三日月中3年)

◆佐賀税務署長賞
江口 倅晟 (牛津中3年)

(全国納税貯蓄組合連合会・国税庁主催)
中学生の税に関する作文



◆小城市租税教育推進協議会 会長賞
こが ひなこ 古閑 日奈子 (小城中3年)



◆佐賀税務署長賞
かわづ あやな 川頭 彩菜 (三日月中2年)

(小城市租税教育推進協議会主催)
中学生の税に関する書写

ご存じですか？マイナンバー制度 ～ vol.8 ～

小城市ホームページから
マイナンバー 検索

～マイナンバーが必要になります～

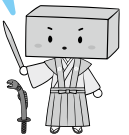
問 総務課 (西館2階) 【担当】 鮎川・大坪 ☎37・6112

住民の一人一人に「マイナンバー」(12桁の個人番号)が通知されました。(通知カード)世帯主宛てに簡易書留で配送されています。
お手元に届いていない人は、ハガキでお知らせし、役所で保管しています。
市民課に来庁され、本人確認の上、交付します。運転免許証などの書類の提示をお願いいたします。
生涯にわたって利用する番号ですので、紛失しないように大切に保管してください。
平成28年1月から公的機関の各種申請書に個人番号の記載を求められることがあります。



マイナンバーキャラクター「マイナちゃん」

「マイナンバー」の封筒が届きました



こんな場面であなたもマイナンバーを使います



お父さん・お母さん

- 従業員** 扶養控除申告書など勤務先に提出する税務関係書類
健康保険や雇用保険、年金などの手続き
- パート** 税務関係書類
- 出産** 出産育児一時金や育休の手続き
- 保護者** 児童手当の手続き



学生

- アルバイト** 税務関係書類
- 奨学金** 奨学金の手続き



子ども

保育所などへの入所の手続き、児童手当の手続き



高齢者

年金給付の手続き、福祉や介護の手続き

マイナンバーに伴う様式改正 (一例です)

様式名	対象者・記入時期	問合せ
児童手当・特例給付認定請求書	出生や転入によって、児童手当を新規で請求するとき	社会福祉課 ☎37・6107
児童扶養手当認定請求書	児童扶養手当を離婚、未婚などの理由で新規で請求するとき	
国民健康保険資格異動届書・申請書	国民健康保険の資格変更が生じたとき	国保年金課 ☎37・6101
限度額適用/標準負担額減額/限度額適用・標準負担額減額 認定申請書	医療費が高額になったとき (国保・後期高齢)	
高額療養費支給申請書	1か月(同じ月内)の医療費の自己負担額が限度額を超えたとき (国保・後期高齢)	
償却資産申告書	償却資産報告が必要な法人(法人番号)および個人事業主(個人番号)	税務課 ☎37・6103
雇用保険被保険者資格取得届/資格喪失届・氏名変更届	労働者が雇用保険の被保険者となるとき/離職などにより被保険者でなくなったとき	佐賀公共職業安定所 適用課 ☎41・9307

マイナンバー制度に対するお問い合わせは、**総合フリーダイヤルへ ☎0120・95・0178 (無料)**
平日9時30分～22時/土日祝日9時30分～17時30分 (年末年始を除く)

高額医療・高額介護合算療養費の受け付けを行っています

医療保険と介護保険の自己負担額の合算が著しく高額になる場合、その負担額を軽減するために「高額医療・高額介護合算療養費制度」が設けられています。

この制度は、各医療保険の世帯ごとに平成26年8月1日～平成27年7月31日（基準日）の1年間で、医療保険と介護保険の自己負担分の合算が下表の限度額を超えている場合に、その超えた額が支給されるものです。ただし、その超えた額が500円未満の場合は支給されません。（医療費分は、高額療養費の計算対象となったものが、この制度でも対象となります）

申請手続きと注意点

〈国民健康保険・後期高齢者医療保険の人〉

対象者には、1月上旬に通知します。

申請窓口 国保年金課

持参するもの

- ・ 申請書
- ・ 印かん（朱肉を使うもの）
- ・ 個人番号カードまたは通知カード
- ・ 本人名義の通帳

・ 自己負担額証明書（期間中に医療保険または介護保険の保険者が変わった人で、以前加入していた保険の自己負担額を合算できる場合のみ）

※自己負担額証明書が必要な人には個別に通知します。

〈他の医療保険（協会けんぽ・健保組合・共済等の保険）の人〉

加入している医療保険者への申請となります。

その時に介護保険の「自己負担額証明書」の交付申請が必要です。申請は、佐賀中部広域連合と高齢障がい支援課で受け付けをしていますが、発行まで約1か月かかります。

合算した場合の限度額（年額／8月～翌年7月）

●国保70歳未満の人

所得※区分		限度額 (平成26年8月～平成27年7月)
上位所得者	所得901万円超	176万円
	所得600万円超901万円以下	135万円
一般	所得210万円超600万円以下	67万円
	所得210万円以下	63万円
住民税非課税世帯		34万円

●国保70歳以上75歳未満の人、後期の人

所得区分	限度額
現役並み所得者	67万円
一般	56万円
低所得者Ⅱ	31万円
低所得者Ⅰ	19万円

●低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。
※「基礎控除後の総所得金額等」のことです。

問 【医療保険に関すること】 国保年金課（西館1階） ☎37・6101 / 佐賀県後期高齢者医療広域連合 ☎64・8476
【介護保険に関すること】 高齢障がい支援課（西館1階） ☎37・6108 / 佐賀中部広域連合 給付課 ☎40・1134

障害者控除対象者の認定を行います

小城市ホームページから
障害者控除 検索

問 高齢障がい支援課（西館1階）【担当】野田・林 ☎37・6108

身体障害者手帳などをお持ちでない人でも要介護認定を受けられている場合は、所得税・市県民税の障害者控除の対象となる場合があります。

対象者 介護度をお持ちの65歳以上の人で身体障害者および知的障害者に準ずると認定される人。

申請者 課税されている対象者または、対象者を扶養し課税されている人。

持参するもの

・ 対象者の介護保険被保険者証

・ 印かん（朱肉を使うもの）

申請受付開始日

平成28年1月4日(月)

※認定結果の交付には2週間程度かかります。認定された人には「障害者控除対象者認定書」を交付しますので、確定申告の時に提出してください。

病児・病後児保育室をご存じですか

小城市ホームページから
病児・病後児保育室 検索

問 社会福祉課（西館1階）【担当】川原・中島 ☎37・6107

子どもが病気のため保育園に預けられない」と困った経験はありませんか。病児・病後児保育室では、病期中・病気回復期の子どもを小児科医に併設した保育室で一時的にお預かりします。

利用対象者

生後2か月の幼児～
小学3年生の児童

利用時間

・月曜日～金曜日

8時～18時

・土曜日 8時～13時

※日曜、祝日、年末年始は
休み。

対象疾患

小児科の病気以外にも、皮膚科、耳鼻科やけがによる利用も可能です。

利用方法

①事前の登録が必要です。各保育室、または社会福祉課にある「児童登録書」を記入の上、事前に利用したい施設にそれぞれ提出してください。

②利用時は「医師連絡票」と「保護者からの病状連絡票」が必要です。かかりつけの病院で受診し、医師から「医師連絡票」を記入してもらい、「保護者からの病状連絡票」と併せて利用時に提出してください。

③利用時は、保育室の空き状況を確認の上、事前の予約をお願いします。



施設名	病院名（住所）	電話番号	利用料金	定員（1施設）
ぞうさん保育室	橋野こどもクリニック内 （佐賀市高木瀬東4丁目14-3）	31・0022	1日：2,000円 半日（5時間以内）：1,000円	1日：8人
かるがものへや	福田医院内 （佐賀市木原2丁目23-1）	26・4114		1日：6人
スマイルルーム	古賀小児科内科病院内 （杵島郡江北町大字上小田280-1）	86・3890	1日：1,000円 半日（5時間以内）：500円	1日：3人

※生活保護世帯および市民税の非課税世帯は、利用料金が免除されます。詳細は、社会福祉課にお問い合わせください。

納付証明書を送付します

問 国保年金課（西館1階）【担当】堤・野田 ☎37・6101

平成27年中に後期高齢者医療保険料を支払った人に、確定申告に必要な納付証明書を平成28年1月下旬に送付します。

普通徴収の場合

（納付書払い・口座振替）

納付証明書の「普通徴収」の欄に記載されている金額を社会保険料控除として申告することができます。

特別徴収の場合

（年金天引き）

日本年金機構などから送付される「公的年金等の源泉徴収票」の「社会保険料の金額」の欄に、納付された金額が記載されていますので、ご確認ください。

なお、遺族年金や障害年金などの非課税年金の人は源泉徴収票が送付されませんので、納付証明書の「特別徴収」の欄の金額を申告することができます。

「就学援助制度」 をご存知ですか？

小城市ホームページから
就学援助制度 検索

問 教育総務課 (東館 2階)
【担当】 松尾・挽地 ☎37・6130

「就学援助制度」とは、
経済的な理由で就学が困
難と認められる児童・生
徒の保護者に対して、学
用品費・給食費などの就
学に必要な費用の一部を
援助する制度です。
詳細は、小・中学校事
務または、教育総務課に
お問い合わせください。

対象者

市内に在住し、小・中
学校に通う児童・生徒が
いる保護者。

受付期限

平成28年2月26日(金)
※現在、援助を受けてい
る人も来年度の申請は
必要です。

小学校入学説明会 のご案内

小城市ホームページから
入学説明会 検索

問 教育総務課 (東館 2階)
【担当】 松尾・挽地 ☎37・6130

平成28年度に市内の小
学校へ入学する児童の保
護者を対象に、入学説明
会を行います。

内容

- ・ 小学校での生活
- ・ 入学までの諸準備
- ・ 校納金・就学援助制度
など



学校名	期日	開始時間	場所
桜岡小	平成28年2月5日(金)	13時30分	多目的室
三里小	平成28年2月4日(木)	10時	なかよしルーム
晴田小	平成28年2月4日(木)	14時	多目的室
岩松小	平成28年2月5日(金)	14時	多目的室
三日月小	平成28年2月5日(金)	14時50分	第2音楽室
牛津小	平成28年2月5日(金)	14時	多目的室
砥川小	平成28年2月12日(金)	14時	図書室
芦刈小	平成28年2月4日(木)	14時	会議室

「本人通知制度」を利用しませんか

小城市ホームページから
本人通知制度 検索

問 市民課 (西館 1階) 【担当】 野口・辻田 ☎37・6100

「本人通知制度」とは、
住民票の写しや戸籍など
を、本人の代理人や第三者
に交付した時に、事前に登
録した本人に交付の事実を
通知する制度です。
通知の希望者は、事前に
登録申し込みが必要です。

受付場所

- ・ 市民課
- ・ 各出張所 市民課窓口

通知する内容

- ・ 証明書を交付した年月日
- ・ 証明書の種別・枚数
- ・ 交付請求者(代理人・第
三者)の区別

通知の対象となる証明書

- ・ 住民票の写し(除票・改
製原住民票を含む)
- ・ 住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍(除籍・改製原戸籍
を含む)
- ・ 戸籍の附票(除附票・改
製原附票を含む)

登録できる人

- ・ 市に住民票または戸籍が
ある人
(除籍された人など、市
の戸籍に記載されてい
る人を含む)
- ※同一世帯、同一戸籍で
あっても個人単位の申し
込みとなります。

登録に必要なもの

- ・ 事前登録申込書
- ・ 市民課・各出張所市民課
窓口に設置しています。
- ・ 本人確認書類
窓口に來る人の運転免許
証やパスポート、健康保険
証、住基カード、年金手帳、
年金証書など、本人と確認
できる書類
- ・ 委任状(代理人の場合のみ)
未成年者は、親権者が申
し込むことができますが、
関係の分かる戸籍が必要で
す。(本籍が小城市の場合、
省略可)

小城市市民活動センターオープン記念

第6回

CSO フェスティバル

in小城

日時

平成28年

1月17日



13時~16時

(開場 12時30分~)

場所

まちなか市民交流プラザ ゆめぷらっと小城
2階 多目的ホール

小城市小城町253-21

トークフォーク
ダンス開催♪

対象

市民、市に興味のある人

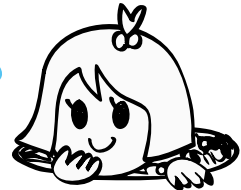
一時保育あり

無料/事前申し込み(生後6か月~就学前まで)
平成28年1月7日(木)までに、下記の問い
合わせ先にお申し込みください。

参加
無料



みんなではなそ♪



トークフォークダンスとは?

「トークフォークダンス」は、その名の通り...まるでフォークダンスのような輪をつくってトーク(対話)することです。世代を超え、ダンスをするように楽しい「対話の場」づくり。今回、お題は『小城のまち』について。あなたも参加してみませんか?

記念講演会

『まちがキャンパス、ひとが教科書』

福岡テンジン大学 学長

岩永 真一さん



1981年生まれ。地域活動の企画・設計など、アイデアやコミュニケーションを組み合わせた企画やデザインを行うプロデューサー。福岡大学卒業後、広告業界での営業・企画を経て2009年に独立。2010年9月に福岡テンジン大学を開校し学長も務める。

福岡テンジン大学とは、「まち全体が学びの場。」人と人が学び合い、つながっていく、コミュニケーションの輪が広がるプロジェクトです。

スケジュール

- ・12時30分~ 受付開始
- ・13時~13時10分 オープニング・セレモニー
- ・13時10分~14時 記念講演会 講師:岩永真一さん
- ・14時~15時50分 トークフォークダンス
- ・16時 閉会

◆市内の市民活動団体を紹介するブースもあります。

市民活動を応援し、市民協働を広める拠点として平成28年1月に『小城市市民活動センター』がオープンします。みなさんも気軽にお立ち寄りください♪

CSOとは...市民社会組織(Civil Society Organization)の略で、NPO法人・市民活動団体・ボランティア団体に限らず、自治会・婦人会・老人会・PTAといった組織・団体も含めての呼称です。

問合せ

・NPO法人ようこそ小城

携帯 090・5437・1445(西岡)

☎・FAX 72・3566

・企画政策課(西館2階)

小城市三日月町長神田2312-2

☎ 37・6115

FAX 37・6163

主催:小城市 受託団体:NPO法人ようこそ小城

